

修文学院高等学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、学校・家庭・地域その他の関係者が連携の下、いじめ問題の克服に向けて取組むよう「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

2 いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

3 いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

4 いじめ防止の基本理念

教職員は、いじめを「しない、させない、絶対に許さない」を理念に教育活動に臨み、学校におけるあらゆる場面において的確な指導を行い、心の通う望ましい人間関係を構築することができる生徒を育み、教職員が一体となって継続的な取組をすることにより、いじめに向かわせない学校風土を醸成する。

5 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どこの学校でも起こり、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、早期に学校全体で組織的に指導にあたらなければならない。

また、いじめの加害・被害という当該生徒関係だけではなく、観衆としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、的確な指導を行うことが必要である。

6 いじめ防止対策組織

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) 「いじめ対策委員会」の組織

ア 委員は、校長、教頭、教務課長、生徒課長、生徒指導主事、学科主任、教育相談係担当者、養護教諭で構成する。（事案の内容により必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員のほか、その都度必要とする専門家等を加える。）

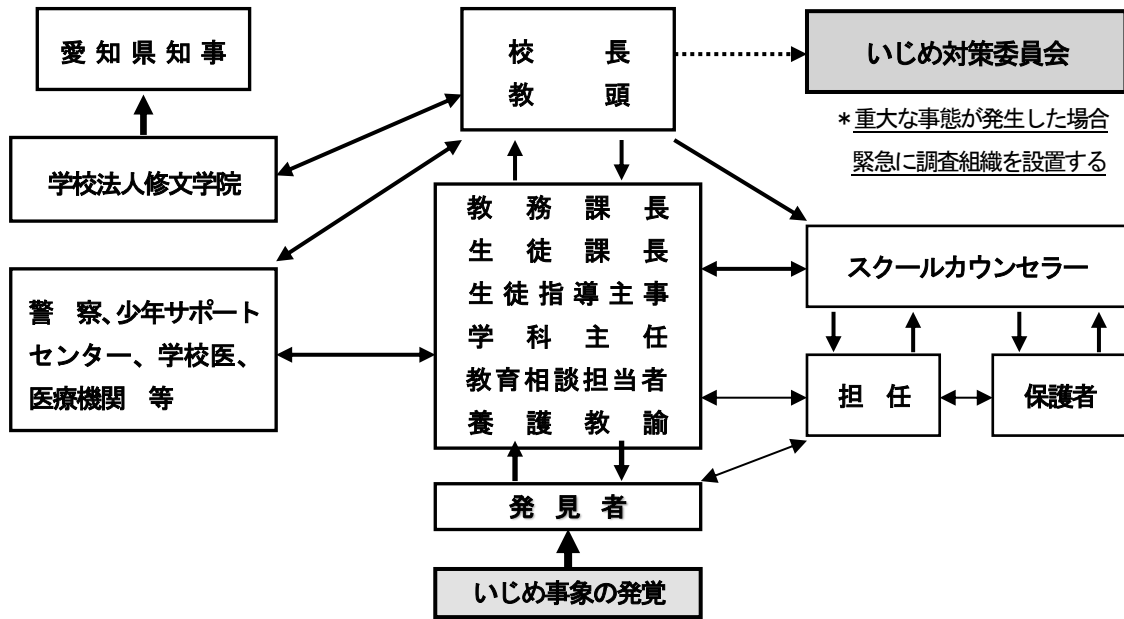
イ 委員会は生徒課が所管する

ウ いじめ問題に対する校内支援体制

委員会が、事案に応じて、委員会が適切な教職員等をメンバーとする指導・支援体制を決定し、実際の対応を行わせる。いじめ防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係教職員を追加する。

また、ネットに係るいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を召集するなど、適切な構成員によりチームを組んで、柔軟に対応出来るようにする。

【組織図】



(2) 「いじめ対策委員会」の役割及び機能

ア 教職員への共通理解と意識啓発

- (ア) 年度初めに職員会で「いじめ防止基本方針」を周知する。
- (イ) 「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会等で報告する。
- (ウ) 現職研修で「いじめ」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

イ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

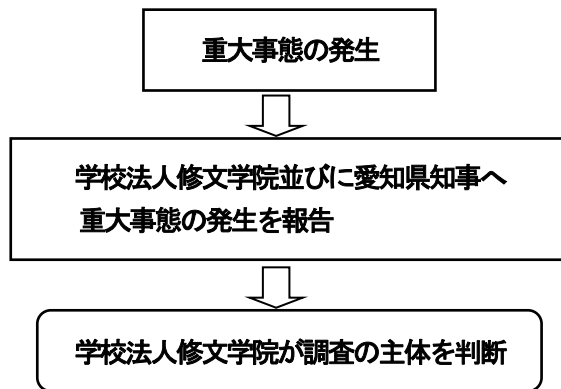
「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。

ウ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに学校法人修文学院に報告するとともに、愛知県知事へ報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図」に基づき対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、学校設置者が調査主体の場合は、設置者の指示のもと調査に協力する。

【重大事態対応フロー図】



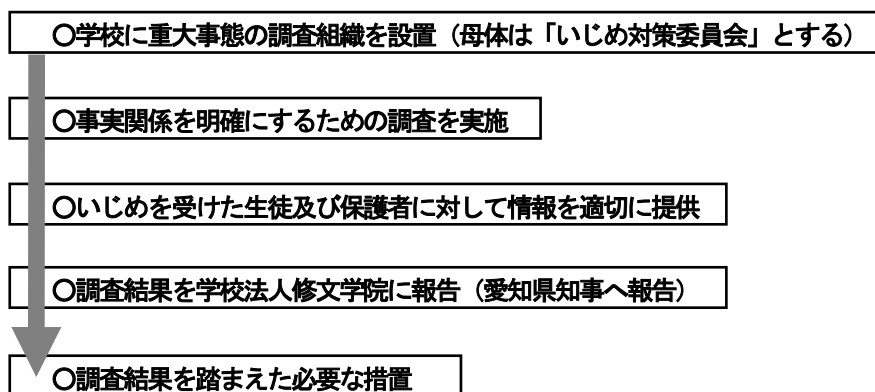
【重大事態】

重大事態の意味は、平成25年法律第71号「いじめ防止対策推進法」第28条1号2号に掲げる以下の事態をいう。

- 1 いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

《 学校が調査主体の場合 》

学校の設置者の指導のもと、以下のような対応に当たる。



《 学校設置者が調査主体の場合 》

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

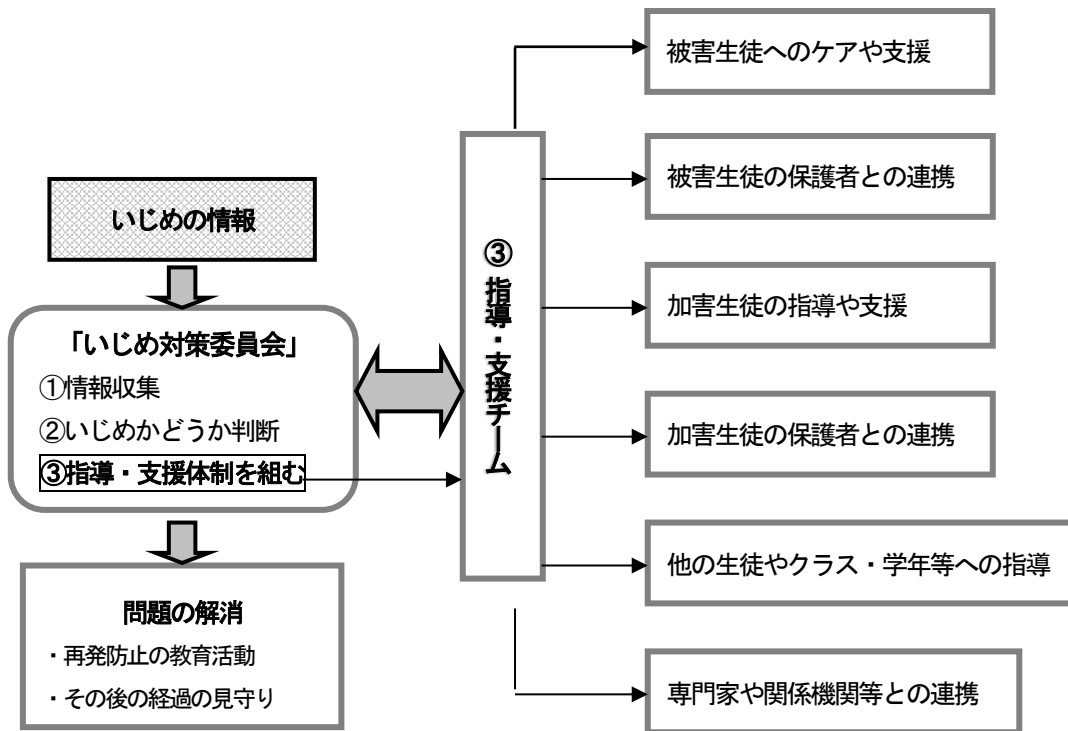
7 いじめの防止等に関する具体的な取組

教職員は、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないために的確な指導を行い、未然防止に取り組む。

取組	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
(1) 未然防止 の取組	<p>㉞ 現職研修等を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>㉟ 学校教育活動（学級経営、道徳教育・人権教育の充実、体験活動等）を通し、他者を尊重し、思いやり、生命や人権を大切にすることを育成する。</p> <p>㊱ 体罰はもとより教職員による言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>㊲ 授業公開、授業の互見を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>㊳ 体罰はもとより教職員による言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>㊴ 授業公開、授業の互見を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p>	<p>○ 挨拶運動</p> <p>○ 登下校指導</p> <p>○ 交通安全指導</p> <p>○ 健康調査・観察</p> <p>○ 授業観察</p> <p>○ 公開授業</p> <p>○ 授業互見</p> <p>○ 個人面談</p> <p>○ インターシップ・ボランティア活動</p> <p>○ 人権週間啓発活動</p> <p>○ 進路保護者説明会</p> <p>○ 教員研修</p> <p>○ 学科別集会</p> <p>○ 学年別集会</p> <p>○ 「いじめアンケート」の実施</p> <p>○ 情報モラル講話</p>	<p>○ 進路保護者説明会</p> <p>○ 保護者会</p> <p>○ PTA 役員会</p> <p>○ PTA 代議員会</p> <p>○ PTA 評議員会</p> <p>○ PTA 総会</p> <p>○ PTA 合同交通安全指導</p> <p>○ 文化祭 PTA バザー</p>

<p>(2) 早期発見の取組</p>	<p>㉞ 教職員は、日頃から「いじめは、どの学校でも、どの生徒でも、起こりうる」との意識のもと、生徒の些細な兆候や変化を積極的に認知するように努める。</p> <p>㉟ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し組織的に対応する。</p> <p>㊱ 個人面談や定期的なアンケート調査、教育相談の充実を図り、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。</p>	<p>○ 教育相談の周知</p> <p>○ 「いじめアンケート」の実施</p> <p>○ 個人面談の実施</p>	<p>○ 保護者会</p>
<p>(3) いじめに対する取組</p>	<p>㉞ いじめの事実を受けた場合には、事実確認等に迅速に対応し、教職員全員の共通理解の下で被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては、教育的配慮の下に、毅然とした姿勢で指導にあたる。</p> <p>㉟ いじめの事実を受けた場合は、事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。また、事案の内容により関係機関、専門機関との連携の下で、プライバシーに十分留意して協力を得て対応する。</p> <p>㊱ いじめが起きた集団等への働きかけを行い、自分の問題として捉えさせ、いじめをはやしたてるなど同調する行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させ、いじめは絶対に許せない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるように徹底して指導を行う。</p> <p>㊲ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等と連携しながら慎重に行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○ いじめ事案に対して組織的に対応(いじめ事案に対する措置イメージ図参照)</p>	<p>○ 専門家や関係機関との連携</p>
<p>(4) 点検・検証・見直し</p>		<p>○ 教職員対象の「取組アンケート」の実施アンケート結果や取組の実施状況を検証する。</p> <p>○ 学校評価の評価項目として「中間評価」「自己評価」を行い、その結果を検証する。</p>	<p>○ 学校関係者評価 (自己評価)</p>

【 いじめ事案に対する措置イメージ図 】



(平成 26 年 4 月 1 日付 通知文書を令和 5 年 4 月 1 日付 一部改訂)

(令和 6 年 12 月 1 日付 一部改正)